

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)
商品名 (愛称)	・定期積金＜定額式＞ (JA葬祭ご利用特典付【さつき】定期積金)
ご利用いただける方	・個人の組合員の方
期間	・5年以上7年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 払込周期	・窓口、集金、口座振替により契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・1回あたり10,000円以上 ・1,000円単位 ・毎月または隔月(ボーナスの払込も併用いただけます)
積立限度額	・無し
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・年0.10%(税引後0.079%)の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ・金利(店頭表示利回り)は店頭およびホームページでご覧いただけます。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
ご契約記念品	・葬儀のしおり
JA葬祭利用特典	①内容 定期積金契約期間中にJA葬祭を利用された場合(会館葬・自宅葬共)は会葬礼状200枚、または喪中ハガキ200枚サービス。 ②対象者 契約者の三親等以内(姻族可) ③利用時 利用時に、さつきカードを提示。 ④定期積金終了後 新たに【さつき】定期積金をご契約いただくことで、特典をご利用いただけます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAリスク統括本部(電話:078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情

	<p>等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J Aリスク統括本部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当J Aリスク統括本部またはJ Aバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合に延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・前納積立のお取り扱いはいたしかねます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・通帳式の場合自動化機器による掛金の払込が出来ます。 ・経済情勢の変動により募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合がございます。

詳しくはくらしの相談員または窓口にお問い合わせください。